

空き建築物を除却した場合の跡地の利用制限について

老朽危険空き家除却支援事業補助金を利用し、空き建築物（倉庫など、住宅以外の建物）を除却した場合、跡地は「除却後、通算1年間以上は地域活性化、地域防災等のために利用すること」が条件となっています。そのため、除却後一定期間は住宅や店舗を建てるなど、個人の利益となるようなことはできません。

<跡地の主な利用例>

- ・ 近隣住民のための無料駐車場
- ・ 地域住民のための憩いの場（ベンチなどを設置）
- ・ 狭あい道路の待避所
- ・ 防災公園、防災空き地 など

また、跡地は雑草の繁茂や不法投棄がなされないよう、適正に管理しなければなりません。

除却後は跡地に看板を設置するなど、地域住民に広く使っていただけるよう周知に努めてください。